

2015年11月20日 14時55分

福島地方法務部

No. 2789 p. 2

副 本

平成26年(行ウ)第8号、平成27年(行ウ)第1号

安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原 告 原告番号1の1 ほか

被 告 国 ほか8名

第1準備書面

平成27年11月20日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人

菊池憲久



瀧谷正樹



佐藤友弥



角掛幹也



松田朋子



森脇聰巳



黒石達弥



小館卓司



樋口義明



志賀富士夫



井上一朗



鶴徳学



竹本亮
武田龍夫
泉雄大
三田裕信
内山則之
松原崇弘
村川正徳
中川幸成
木村真一
谷川泰淳
加藤彰二
細川己介
川原佑介
池田健太郎
京藤太郎
田口周平
大塚雄介
福島正也
樋口新治
大瀧拓馬
東海斗

和田勝行

高井絢

藤田裕紀

加賀俊策

黒田俊久

今井亮介

江藤浩太

第1 はじめに	1
第2 原告ら準備書面(5)に対する認否	1
1 「第1 情報の隠匿の違法について (訴状請求原因第3の1)」(2ページ以下)について	1
2 「第2 子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法について (訴状請求原因第3の2)」(15ページ以下)について	9
3 「第3 児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法について (訴状請求原因第3の3)」(25ページ以下)について	13
4 「第4 子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法について (訴状請求原因第3の4)」(32ページ以下)について	17
5 「第5 アドバイザー山下俊一の発言問題について (訴状請求原因第4)」について	18
第3 国賠法1条1項の違法性判断の基本的枠組み等	18
1 国賠法1条1項の「違法」の意義	18
2 原告らの主張がいまだ不明確であること	19
第4 「情報の隠匿の違法について (訴状請求原因の第3の1)」について	20
1 原告らの主張	20
2 原告らの主張がいまだ不明確であること	22
第5 「子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法について (訴状請求原因の第3の2)」について	23
1 原告らの主張	23
2 原告らの主張がいまだ不明確であること	24
第6 「児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法について (訴状請求原因の第3の3)」について	25
1 原告らの主張	25

2 原告らの主張がいまだ不明確であること	25
第7 「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法について（訴状請求原因の第3の4）」について	26
1 原告らの主張	26
2 原告らの主張がいまだ不明確であること	26
第8 求釈明	27

第1 はじめに

被告国は、本準備書面において、原告らの平成27年9月7日付け準備書面(5)（以下「原告ら準備書面(5)」という。）に対し、必要と認める限度で認否を行い（後記第2），国賠法1条1項の違法性判断の基本的枠組みについて述べた上で（後記第3），原告らの主張がいまだ不明確であることを指摘し，改めて証明を求める（後記第4から第8まで）。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第2 原告ら準備書面(5)に対する認否

1 「第1 情報の隠匿の違法について（訴状請求原因第3の1）」（2ページ以下）について

(1) 「1 法令等について」について

ア 「(1) 福島第一原発事故当時の原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）」について

(7) 「ア」について

おおむね認める。なお、福島第一発電所事故当時の原災法4条1項は、「国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。」と、同法5条は、「地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければなら

ない。」と規定している。

(イ) 「イ」について

- a 第1段落の第1文（「原子力緊急事態が…その長となる（同法第17条第1項）。」）は、おおむね認める。原災法15条1項ないし3項は、内閣総理大臣が同条2項の原子力緊急事態宣言を発し、同条3項の指示を行うのは、主務大臣から同条1項の報告等がされたときである旨規定する。また、原災法16条1項は、内閣総理大臣が、原子力緊急事態宣言をしたときに原子力災害対策本部を設置するものと定めている。
- b 第1段落の第2文（「原子力災害対策本部長は…求めることができる（同条第6項）。」）については、内容が不正確であるため否認する。

原災法18条は、原子力災害対策本部の所掌事務を規定するものであり、原子力災害対策本部長の権限を規定するものではないから（原子力災害対策本部長の権限は、同法20条に規定されている。）、同法18条1号の「緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する緊急事態応急対策の総合調整に関すること」は原子力災害対策本部長の権限ではない。

また、原災法20条3項に基づく原子力災害対策本部長の指示は、「当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるとき」に「その必要な限度において」行うことができるものである。

さらに、同条6項に基づいて原子力安全委員会に助言を求めることができるのは、「当該原子力災害対策本部の緊急事態対策実施区域に

における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとき」に限られる。

c 第2段落は、おおむね認める。ただし、保安院は、平成12年12月15日総理府告示第62号により、災害対策基本法（以下「災対法」という。）2条3号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関とされたものであり、平成21年8月28日内閣府告示第344号は、消費者庁を追加したものである。また、原告ら準備書面(5)3ページ下から5行目の「災害対策基本法第2条第3項」は、「災害対策基本法第2条第3号」の誤記と思われる。

(ウ) 「ウ」について

a 第1文（「『緊急事態応急対策』とは…実施しなければならない（同法第26条第2項）。」）は認める。

b 第2文（「そして…論をまたない。」）については、緊急事態応急対策に「原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項」及び「放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項」が含まれていること、「放射線量もしくは放射性物質の拡散状況の情報収拾（ママ）及び拡散状況等の推定ないし予測に関する情報」が、一般論として、原災法26条1項1号にいう「原子力災害に関する情報」に該当し得ることは認め、その余は原告らの意見ないし評価にわたる部分であるため認否の限りでない。

(エ) 「エ」について

原告らが指摘する防災基本計画に原告らが指摘する旨の記載があることは認める。ただし、「義務が課されていた」、「義務付けられていた」との部分は、防災基本計画に記載されているものではなく、職務上の法的義務があったとの趣旨であれば争う。

なお、原告らの指摘する防災基本計画（平成24年9月改訂前のもの）は、福島第一発電所事故当時のものではなく、福島第一発電所事故当時の防災基本計画は、平成23年12月改訂前のもの（乙A第1号証）である。

イ 「(2) 防災指針による周辺住民への情報提供に関する定め」について
 「『緊急時においては…必要である。』」との部分は、防災指針第2章2-4の記載内容をそのまま引用したものではなく、その要旨を記載したものと解した上で認める。

ウ 「(3) 福島県地域防災計画・原子力災害対策編における住民等への情報提供に関する定め」について

福島第一発電所事故当時の福島県地域防災計画原子力災害対策編に原告ら指摘の記載があることは認める。なお、原告ら準備書面(5)5ページ下から3及び4行目の「きめ細かな」は、「きめ細やかな」の誤記と思われる。

エ 「(4) 緊急時迅速放射線影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)」について

(7) 第1文及び第2文（「緊急時迅速放射線影響予測ネットワークシステム…閲覧できる（甲C第11号証・412ページ）。」）は認める。

(1) 第3文（「防災指針…与えられてきた。」）中、防災指針に原告ら指摘の記載があることは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため認否の限りでない。なお、原告ら準備書面(5)6ページ8行目の「諸施設の整備」は、「諸設備の整備」の誤記と思われる。

オ 「(5) 緊急時モニタリング指針」について

(7) 第1文（「原子力安全委員会は…定めていた。」）は認める。

(1) 第2文（「これによると…予定されていた（同指針第4章4-4）。」）中、環境放射線モニタリング指針において、「緊急時においては、基本

的には防護対策の決定に当たって、先ず計算等により周辺環境の予測される放射性物質の濃度及び周辺住民等の予測線量等を推定し、さらに、モニタリング結果により、実際の放射性物質の濃度及び線量の評価を（中略）行う」とされていることは認め、原告ら準備書面(5)6ページ下から6行目以下の「周辺環境の…予定されていた」との部分については、同指針が計算手法としてSPEEDIを利用するもののみを予定していたとの趣旨であれば否認する。同指針は、「大気中に放出された放射性物質について、防護対策の決定に資するための周辺環境の予測される放射性物質の濃度、予測線量等の情報を得るための計算手法には、①電子計算機を用いて大気中の放射性物質の挙動を計算し、大気中の放射性物質の濃度、周辺住民等の線量等を予測する詳細計算法、及び②図表等を用いて放射性物質の濃度、線量等を予測する簡易計算法がある。詳細計算法のためのシステムとして、主に原子力施設等を対象とした国及び地方公共団体を結ぶSPEEDIネットワークシステムが運用されている」としている（同指針4-4-1）。

(2) 「2 被告国及び被告福島県の公務員の職務上の義務」について

ア 「(1) 被告国について」について

争う。

イ 「(2) 被告福島県について」について

被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

(3) 「3 事実経過」について

ア 「(1) 3月11日以降の緊急モニタリングの状況及びモニタリング結果の公表状況の概要」について

(7) 柱書きについて

前置き部分であるため、認否の限りでない。なお、「福島第一原発発生以降」は「福島第一原発事故発生以降」の誤記と思われる。

(イ) 「ア」から「ウ」までについて
おおむね認める。

なお、「イ」に関し、文部科学省は、平成23年3月11日の事故発生後、オフサイトセンターへのモニタリングカーの派遣を決定したが、派遣指示が平成23年3月12日夕方以降になったものである。

また、「ウ」の記載中、「モニタリングデータ」は「モニタリングデータ」の誤記と思われる。

(ウ) 「エ」について

おおむね認める。ただし、第1段落の第2文（「しかし…（甲C第13号証355ページ）。」）は、甲C第13号証355ページの記載を正確に引用したものでない。同ページには、「しかし、原災本部事務局は、この3月11日から15日までの間のモニタリング結果のうちの大部分を直ちに公表せず、そのほとんどを6月3日になって初めて公表した」と記載されている。また、第2段落中、「甲C第13号証479ページ」とあるのは、「甲C第14号証479ページ」の誤記と思われる。

(エ) 「オ」について

- a 第1文（「これとは別に…伝達していなかった。」）は認める。
- b 第2文（「この事実は…明らかになった。」）については、平成24年7月10日に行われた参議院予算委員会における質疑において、文部科学大臣が、文部科学省が平成23年3月13日から浪江町で行ったモニタリング結果を同町長に報告していなかった旨の答弁をしたことは認める。
- c 第3文（「また、文科省は…公表しなかった。」）については、文部科学省が、平成23年3月17日、浪江町赤字木地区でモニタリングを実施し、毎時158から170マイクロシーベルトという測定結果を得ていたこと、同年4月10日に具体的な地名が明らかにされたこ

とは認める。

(オ) 「カ」について

被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。なお、今後、被告國に対する主張との関係で、必要に応じて、認否・反論する可能性がある。

イ 「(2) スピーディ情報の隠ぺい問題」について

(ア) 「ア」及び「イ」について

認める。

ただし、原子力安全技術センターの行った計算結果は、実際の放出量に基づく予測ではなく、気象条件、地形データ等を基に、放射性物質の拡散方向や相対的分布量を予測したものにすぎなかった（甲C第12号証259ページ）。

(イ) 「ウ」について

a 第1文（「しかし…なかつた。」）中、「速やかに公表されず」との部分は、原告らの評価にわたる部分であるため認否の限りでなく、その余は不知。

b 第2文（「SPEEDI…であった（甲C第11号証422ページ）。」）は認める。

(ウ) 「エ」について

政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」（以下「政府事故調査中間報告書」という。）に原告ら指摘の記載がある（甲C第12号証259ページ及び甲C第14号証480, 481ページ）ことは認めるが、その評価は争う。

(エ) 「オ」について

被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。なお、今後、被

告団に対する主張との関係で、必要に応じて、認否・反論する可能性がある。

ウ 「(3) アメリカの放射線実測図の放置問題」について

(ア) 「ア」について

a 第1文（「平成23年3月17日…計測した。」）は、アメリカ合衆国エネルギー省が平成23年3月17日から同月19日に、在日米軍機を用いて、福島第一発電所周辺の航空機モニタリングを実施したことは認める。

b 第2文（「その結果…判明した。(甲C21, 22)」）については、測定範囲の線量が判明したことは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため認否の限りでない。

(イ) 「イ」について

a 第1文（「測定結果…転送した。」）は、アメリカ合衆国エネルギー省が実施したモニタリングデータが、外務省経由で保安院及び文部科学省に送付されたこと、保安院が平成23年3月18日及び同月20日に、文部科学省が同月20日に、外務省から上記モニタリングデータを受け取ったことは認める。

b 第2文（「ところが…伝えなかった。(甲C第11号証, 同12号証)」）は、否認する。

文部科学省は、モニタリングデータが原子力安全委員会に送付されていなかつたことから、平成23年3月21日、外務省に対し、上記モニタリングデータを送付するよう依頼し、外務省から、内閣官房、原子力安全委員会等に送付され、情報の共有が図られている。また、文部科学省は、モニタリングデータが、アメリカ合衆国から入手したものである上、同国から対外非公表扱いと伝えられていたことから、同日、外務省を介して同国に対し、上記モニタリングデータの公表を

依頼し、上記モニタリングデータは、同月22日頃、アメリカ合衆国エネルギー省で公表されている。そして、文部科学省は、同月30日に上記モニタリングデータが掲載されたアメリカ合衆国エネルギー省のURLを文部科学省のホームページで公開している。

(4) 「4 義務違反の内容」について

ア 「(1) 被告国」について

争う。

イ 「(2) 被告福島県」について

被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

ウ 「(3)」について

争う。

(5) 「5 求釈明」について

ア 「(1) 被告国及び被告福島県に対する求釈明事項」について

後記第8（27ページ）の求釈明に対する原告らの回答を踏まえて、必要に応じて回答する。

イ 「(2) 被告国に対する求釈明」について

第2回口頭弁論期日において、口頭で回答したとおりである。

2 「第2 子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法について

（訴状請求原因第3の2）（15ページ以下）について

(1) 「1 法令の定め」について

ア 「(1) 原災法」について

(ア) 「ア」について

a 第1文（「原災法…とおりである。」）については、前記1(1)アにおいて認否したとおりである。

b 第2文（「そして…含まれる。」）中、「同法第26条第2項が…が含まれる（同法第26条第1項第3号）」との部分は認め、その余は

争う。ヨウ素剤の服用の指示は、原災法26条1項7号に該当する。

(イ) 「イ」について

a 第1文から第3文まで（「福島第一原発事故当時…提案されていた（23頁）。」）は認める。

なお、上記記載中の「23頁」とは、甲A第6号証の該当ページであると思われるが、甲A第33号証の引用であれば、「1471ページ」が正しい。

b 第4文（「また…定められていた（35頁）。」）は、原告らが指摘する内容が甲A第6号証35ページに記載されていることは認める。

なお、原告らが指摘する内容は、防災指針付属資料2の「原子力安全委員会の活動に係る防災基本計画の抜粋」に記載されていることからも明らかなように、防災基本計画に定められているものである。

(ウ) 「ウ」について

おおむね認める。なお、原告ら準備書面(5)16ページ17行目の「恐れ」は「おそれ」が、同20行目の「国の原子力災害対策本部」は「国の原子力災害対策本部等」が、それぞれ正しい。

イ 「(2) 公務員の職務上の義務について」について

被告国に対する主張については争う。被告福島県に対する主張については認否の限りでない。

(2) 「2 事実の経緯」について

ア 柱書きについて

前置き部分であるため、認否の限りでない。

イ 「(1)」及び「(2)」について

認める。

ウ 「(3)」について

(7) 第1文（「原子力災害現地対策本部長は…指示した。」）は認める。

(1) 第2文（「福島県は…を開始した。（甲C第23号証304頁）」）については、被告福島県の対応に関する主張であるため、認否の限りでない。なお、今後、被告国に対する主張との関係で、必要に応じて認否する可能性がある。

エ 「(4)」について

被告福島県の対応に関する主張であるため、認否の限りでない。なお、今後、被告国に対する主張との関係で、必要に応じて認否する可能性がある。

オ 「(5)」について

「福島県は、10万c p mを基準とする運用を続けた」との部分は、被告福島県の対応に関する主張であるため、認否の限りでない。なお、今後、被告国に対する主張との関係で、必要に応じて認否する可能性がある。

その余は認める。

カ 「(6)」について

被告福島県の対応に関する主張であるため、認否の限りでない。なお、今後、被告国に対する主張との関係で、必要に応じて認否する可能性がある。

キ 「(7)」について

(7) 第1文から第5文まで（「3月15日3時10分…文書で発出した。」）
は認める。

(1) 第6文（「しかし、福島県は、…指示をしなかった。（甲C第23号証307～308頁）」）については、被告福島県の対応に関する主張であるため、認否の限りでない。なお、今後、被告国に対する主張との関係で、必要に応じて認否する可能性がある。

ク 「(8)」について

認める。

ケ 「(9)」について

被告福島県の対応に関する主張であるため、認否の限りでない。なお、今後、被告国に対する主張との関係で、必要に応じて認否する可能性がある。

コ 「(10)」について

(7) 柱書きについて

前置き部分であるため、認否の限りでない。

(イ) 「ア」について

a 第1文及び第2文（「福島第一原発…安定ヨウ素剤を備蓄していた。」は、政府事故調査中間報告書に原告ら指摘の記載がある（甲C第23号証308ページ）ことは認める。

b 第3文（「また…入手した（甲C第23号証308頁）」）は、被告福島県の対応に関する主張であるため、認否の限りでない。なお、今後、被告国に対する主張との関係で、必要に応じて認否する可能性がある。

(ウ) 「イ」について

被告福島県の対応に関する主張であるため、認否の限りでない。なお、今後、被告国に対する主張との関係で、必要に応じて認否する可能性がある。

(エ) 「ウ」について

a 第1文及び第2文（「なお、…服用させた。」）は、政府事故調査中間報告書に原告ら指摘の記載がある（甲C第23号証308、309ページ）ことは認める。

b 第3文（「同日夕方、…従わなかつた。（甲C第23号証308～309頁）」）は、被告福島県の対応に関する主張であるため、認否の限りでない。なお、今後、被告国に対する主張との関係で、必要に応じ

て認否する可能性がある。

サ 「(11)」について

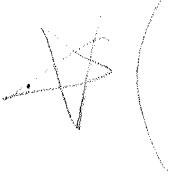
原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(3) 「3 被告国及び被告福島県の公務員の職務違反行為」について

ア 「(1) 被告国」について

(ア) 「ア 原子力安全委員」について

争う。


防災指針で投与基準を定めた当時は、世界的にも小児甲状腺等価線量として 100mSv が広く用いられていたものであり、このような基準には合理性があった。

(イ) 「イ 原子力災害対策本部長」について

a 「(7)」について

防災指針において、安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標が小児甲状腺等価線量の予測線量 100mSv とされていたことは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

b 「(イ)」について

争う。

○ 「(ウ)」について

第1文（「原子力災害対策本部長は…裁量的判断ではある。」）は認め、その余は争う。

イ 「(2) 被告福島県」について

被告福島県に対する主張であるため、認否の限りでない。

3 「第3 児童生徒に年 20mSv までの被ばくを強要した違法について（訴状請求原因第3の3）」（25ページ以下）について

(1) 「1 4月19日通知（甲口第2号証）が強制力を持つものであること」

について

最高裁判所平成17年7月15日第二小法廷判決（民集59巻6号1661ページ）が、県知事が医療法30条の7の規定に基づいて行った病院の開設を中止する旨の勧告につき、行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の处分その他公権力の行使に当たる行為」に当たると解する旨判示したことは認め、その余は争う。

(2) 「2 通知の法的根拠」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」について

(7) 第1段落はおおむね認める。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律49条は、正確には、「文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該教育委員会が識すべき措置の内容を示して行うものとする。」と規定し、同法律50条は、「文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によっては、その

是正を図ることが困難である場合に限る。」と定めている。

(1) 第2段落は争う。

(3) 「3 4月19日通知の内容」について

ア 第1段落は認める。

イ 第2段落の第1文（「4月19日通知は、避難区域を…としていた。」）は、原告らのいう「大前提」が不明確であるため、認否の限りでない。なお、平成23年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」（甲B第2号証）は、「現在、避難区域と設定されている区域、これから計画的避難区域や緊急時避難準備区域に設定される区域を除く地域の環境」における対応を示したものである。

ウ 第2段落の第2文（「すなわち、…置かれていた。」）は認める。

エ 第3段落は、「生徒が年間20ミリシーベルトを超える被ばくをしないことを目標に」との部分は否認し、その余は認める。

平成23年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方について（通知）」は、国際放射線防護委員会（ICRP）の声明を踏まえつつ、非常事態収束後の参考レベルの1-20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安とする旨の考え方を示したものであり、年間20ミリシーベルトを超える被ばくをしないことを目標としたものではない。

オ 第4段落及び第5段落は認める。なお、原告ら準備書面(5)26ページ下から2行目の「所管の私立学校」は、「所轄の私立学校」が正しい。

(4) 「4 8月26日通知の内容（甲C第37号証）」について

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落について

平成23年8月26日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）」（甲C第37号証）が文部科学省の4局長から福島県知事、福島県教育委員会教育長（なお、原告ら準備書面(5)27ページ6行目の「福島県教育委員会」は、「福島県教育委員会教育長」が正確である。）
らに対して発出されたこと、同通知が学校の校舎・校庭等の線量低減状況等を踏まえた考え方を改めて示すものであることは認め、その余は、原告らのいう「大前提」の意味が不明確であるため認否の限りでない。

ウ 第3段落について

同通知が、「学校において児童生徒等が受ける線量については、原則年間 1 mSv 以下（※3）とし、これを達成するため、校庭・園庭の空間線量率については、児童生徒等の行動パターン（※4）を考慮し、毎時 $1 \mu \text{Sv}$ 未満を目安とします。」「※3 学校での内部及び外部被ばくを含み、自然放射線による被ばく及び医療被ばくは含まない。また、夏季休業終了後からの数値とする。」としていることは認める。

エ 第4段落について

おおむね認める。なお、同通知は、仮に毎時 $1 \mu \text{Sv}$ を超えることがあっても、屋外活動を制限する必要はないものの、除染等の速やかな対策が望ましいと考えられるとしている。

(5) 「5 国会事故調の指摘」について

国会事故調査報告書に原告らが指摘する旨の記載があることは認める。

(6) 「6 4月19日通知の社会問題化」について

ア 第1段落は、原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

イ 第2段落中、文部科学省担当者において、「福島老朽原発を考える会」と面会したこと、「原子力資料情報室」「グリンピース・ジャパン」等の六団体から署名を受け取ったことは認める。

ウ 第3段落は、平成23年5月27日、文部科学省が、「今年度、学校に

において児童生徒等が受ける線量について当面、年間 1 mSv 以下を目指す」との方針を発表したことは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため、認否の限りでない。

(7) 「7 通知の違法性」について

ア 「(1) 公衆被ばく線量限度を超える被ばくを許容する内容であること」について
争う。

イ 「(2) I C R P 2 0 0 7 年勧告との関係」について

(7) 第1段落はおおむね認める。なお、平成23年8月26日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）」は、国際放射線防護委員会（I C R P）の助言・声明及び原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受け、同年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」を通知した旨説明している。

(1) 第2段落は認める。

(4) 第3段落から第5段落までは、争う。

(8) 「8 公務員の職務行為義務違反の事実」について

ア 「(1) 被告国」について
争う。

イ 「(2) 被告福島県」について

被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

4 「第4 子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法について（訴状請求原因第3の4）」（32ページ以下）について

(1) 「1 防災指針、防災計画の定め」について

ア 第1文（「原子力安全委員会が…というものであった（第5章5-3）。」）
は認める。

イ 第2文（「中央防災会議が…とされていた（第2章第2節1の第1段落）。」）については、福島第一発電所事故後の防災基本計画（平成24年9月改訂前のもの）の内容と解した上で認める。

なお、福島第一発電所事故当時の防災基本計画は、平成23年12月改訂前のものである。

ウ 第3文（「また…定められていた（第3の6）。」）は認める。

(2) 「2 防災指針、防災計画の違法性」について

争う。

(3) 「3 子ども原告らの被害」について

福島第一発電所事故当時の防災基本計画及び福島県地域防災計画に原告らが指摘する定めがなかったことは認め、「子ども原告らは、避けることができた無用の被ばくに晒された」との部分は不知。その余は争う。

5 「第5 アドバイザー山下俊一の発言問題について（訴状請求原因第4）」について

被告福島県に対する主張であり、認否の限りでない。

第3 国賠法1条1項の違法性判断の基本的枠組み等

1 国賠法1条1項の「違法」の意義

国賠法1条1項は、公権力の行使に当たる公務員が、「違法」に他人に損害を加えたことを要件として規定している。そもそも公務員による公権力の行使は、その性質上、当然に国民の権利ないし法益の侵害を包含していることが多いものであるが、法律による行政の原理に基づき、法の定める一定の要件の下で国民の権利ないし法益を侵害することが許容されている。そのため、国賠法上の違法は、権利ないし法益の侵害があれば原則として違法と認められる民法の一般不法行為における違法性概念とは異なり、権利ないし法益の侵害があることを前提として、さらに、その公権力の行使が、公務員が個別の国民に対し

て負担する職務上の法的義務（公権力の行使に当たって遵守すべき行為規範）に違背することを要するというべきである（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）。

また、国賠法1条1項の「違法」は、国家賠償制度が法益侵害を受けた個別の国民を救済するものであることの当然の帰結として、当該個別の国民の法益侵害があることを前提としており、そもそも個別の国民の権利ないし法益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法性を認める余地はない解するのが相当であり、最高裁判例（最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・裁判集民事91号639ページ、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161ページ等）においても、個別の国民の「法律上の利益ないし権利」の侵害がなければ、国賀法に基づく損害賠償請求をすることができないことを当然の前提としている。

さらに、国賠法1条1項の「違法」は、事後に発生した損害を誰に負担させるのが適当かという意味で、究極的には他人に損害を加えることが法の許容するところであるかどうかという見地からする行為規範違反であるから（井上篤規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度（上）377ページ）、行政権の発動の法的要件充足性の有無のみならず、被侵害利益の種類、性質、侵害行為の態様及びその原因、行政権の発動に対する被害者側の関与の有無、程度並びに損害の程度等の諸般の事情を総合的に判断して決すべきものであり、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるべきものであると解される（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ）。

2 原告らの主張がいまだ不明確であること

上記に照らすと、原告らが被告國に義務違反があったと主張するのであれば、

まずは主張立証責任を負う原告らにおいて、被告国（公務員）が法令等に基づき個別の国民に対して職務上の法的義務を負っていることを明らかにし、当該公務員の義務違反により、原告らの法律上の利益ないし権利が侵害されたと主張する必要がある。しかしながら、これまでの原告らの主張を見ても、いかなる根拠に基づいて、いかなる公務員が個別の原告らに対して職務上の法的義務を負っており、当該公務員の義務違反により、原告らのいかなる法律上の利益ないし権利が侵害されたと主張するのか、いまだ十分に明らかにされているとはいえない。

そこで、以下の第4から第7までにおいて、請求原因ごとに原告らの主張が不明確である点を指摘し、第8において、改めて説明を求める。

第4 「情報の隠匿の違法について（訴状請求原因の第3の1）」について

1 原告らの主張

(1) 職務上の法的義務について

原告らは、原災法1条、4条、5条、15条2項、同条3項、16条1項、17条1項、18条1号、20条3項、同条6項、26条1項、同条2項のほか、防災基本計画、防災指針、福島県地域防災計画原子力災害対策編及び環境放射線モニタリング指針等を挙げ、被告国（公務員）が、「健康被害のリスクが否定できない程度の被ばくの可能性のある地域住民」に対し、以下のとおりの職務上の法的義務を負っていた旨主張する（原告ら準備書面(5)・2から8ページまで）。

ア 原子力災害対策本部長及びその補助職員

空間線量のデータをできる限り正確かつ速やかに収集してこれを告知する職務上の義務があり、その具体的措置として、放射性物質の拡散方向を予測し、避難すべき方向や経路を判断する上で必要不可欠なSPEEDIによる計算結果を速やかに公表すべき職務上の義務があった。

イ 文部科学大臣及びその補助職員

緊急時モニタリング及びSPEEDIによる放射線影響予測を適確に実施し、得られた情報を関係地方自治体や関係住民に適切に提供する職務上の義務があった。

ウ 保安院長及び保安院の補助職員

原子力災害の状況、安否情報等、周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する職務上の義務があった。

(2) 義務違反について

原告らは、被告国の公務員が、下記のとおり、職務上の法的義務に違反した旨主張する（原告ら準備書面(5) 12, 13ページ）。

ア 原子力災害対策本部長及びその補助職員並びに文部科学大臣及びその補助職員

平成23年3月13日以降に行われたモニタリングカーによる測定の結果の大部分を6月3日まで関係地方公共団体や住民に公表しなかった。

イ 文部科学大臣及びその補助職員

(7) 平成23年3月13日に測定した浪江町の放射線量を浪江町や周辺住民に提供しなかった。

(1) 平成23年（引用者注：原告ら準備書面(5) 12ページ下から7行目の「平成24年」は「平成23年」の誤記と思われる。）3月17日以降、浪江町赤字木地区のモニタリングにより同地区的放射線量が極めて高線量であることを把握しながら、浪江町及び関係住民に速やかに提供しなかった上、同年4月10日まで高線量を記録した地名を明らかにしなかった。

(ウ) 平成23年3月12日から同月16日までにかけてSPEEDIによる38件の計算結果を入手しながら、原子力安全技術センターに対して被告福島県に対する送付を指示したにとどまり、関係地方公共団体や関

係住民に提供しなかった。

ウ 文部科学大臣及びその補助職員並びに保安院長及びその補助職員

アメリカから、福島第一発電所から45キロメートルの範囲における放射線実測図のデータの提供を受けながら、関係地方公共団体や関係住民に提供しなかった。

2 原告らの主張がいまだ不明確であること

しかしながら、原告らの上記主張は、以下に述べる点でいまだ不明確といわざるを得ない。

(1) 職務上の法的義務の主張について

ア 原告らは、公務員の違法行為として、原子力災害対策本部長、文部科学大臣及び保安院長の行為のほか、各補助職員の行為を問題とするが、もとより「補助職員」の範囲が判然としないし、そのいかなる行為を問題とするのかも明らかにしていない。

イ 原告らは、原子力災害対策本部長等には、「健康被害のリスクが否定できない程度の被ばくの可能性のある地域住民」に対する上記職務上の義務があると主張するが、当該地域住民の範囲が判然としないし、そもそも本件における個別の原告のいかなる権利ないし利益が侵害されたのかも明らかにしていない。

ウ 原告らは、原災法等の関係法令の条文を列挙した上で、「以上の法令等の定めにより」上記1(1)アからウまでの義務が生ずると主張するのみであり（原告ら準備書面(5)6, 7ページ）、職務上の法的義務の発生根拠について、各公務員ごとに、関係法令のどの条文をどのように解釈した場合に義務が導き出されるのかについて具体的に主張していない。

(2) 義務違反の主張について

ア 原告らは、上記1(1)アのとおり、原子力災害対策本部長及びその補助職員が、具体的措置として、SPEEDIによる計算結果を速やかに公表

すべき職務上の法的義務を負っていた旨主張するが、義務違反の行為としては、上記1(2)アのとおり、SPEEDIによる計算結果ではなく、モニタリングカーによる測定結果の大部分を公表しなかったことを挙げており、主張する義務の内容と義務違反の内容が整合していない。

イ 原告らは、上記1(1)イのとおり、文部科学大臣及びその補助職員が、緊急時モニタリング及びSPEEDIによる放射線影響予測を適確に実施し、得られた情報を関係地方自治体等に適切に提供すべき職務上の法的義務を負っていた旨主張するが、義務違反の行為として、上記1(2)ウのとおり、緊急時モニタリング及びSPEEDIにより得られた情報とは異なる、アメリカから提供を受けたデータを公表しなかったことを挙げており、主張する義務の内容と義務違反の内容が整合していない。

第5 「子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法について（訴状請求原因の第3の2）」について

1 原告らの主張

(1) 職務上の法的義務について

原告らは、原災法26条1項3号、同条2項のほか、防災指針及び福島県地域防災計画原子力災害対策編を挙げ、被告国の公務員が、「原子力災害を受けた、あるいは受ける可能性のある個別の国民」に対し、以下のとおりの職務上の法的義務を負っていた旨主張する（原告ら準備書面(5)15から21ページまで）。

ア 原子力安全委員

住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、適切な防災指針を策定する職務上の義務があった。

イ 原子力災害対策本部長

住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、地方公共団

体の長に対し、緊急事態応急対策について必要な指示をする職務上の義務があったとした上で、以下の義務を負っていたとする。

(7) 避難指示又は屋内退避指示を出した段階で、地方公共団体の長に対し、その対象住民に対して安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をする義務

(1) 平成23年3月15日午前零時までに、福島県全域の地方公共団体の長に対し、住民に対して安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をする義務

(2) 義務違反について

原告らは、被告国（公務員）が、以下のとおり、職務上の法的義務に違反した旨主張する（原告ら準備書面(5)20から23ページまで）。

ア 原子力安全委員

安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標として「性別・年齢に関係なく全ての対象者（原則40歳未満）に対し一律に放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSv」と定め、不適切な内容の防災指針を策定してこれを放置した。

イ 原子力災害対策本部長

(7) 避難指示又は屋内退避指示を発令した際、地方公共団体の長に対し、その対象住民に安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をしなかった。

(1) 平成23年3月15日午前零時までに、福島県全域の地方公共団体の長に対し、住民に安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をしなかった。

2 原告らの主張がいまだ不明確であること

しかしながら、原告らの上記主張は、以下に述べる点でいまだ不明確といわざるを得ない。

(1) 原告らは、原子力安全委員等には、「原子力災害を受けた、あるいは受け可能性のある個別の国民」（原告ら準備書面(5)16, 17ページ）に対する上記職務上の義務があると主張するが、当該国民の範囲が判然としないし、そもそも本件における個別の原告のいかなる権利ないし利益が侵害されたの

かも明らかにしていない。

(2) 原告らは、原災法等の条文を列挙した上で、「以上の法令等の仕組みによれば」上記1(1)ア及びイの義務が生ずると主張するのみ(原告ら準備書面(5)16ページ)であり、職務上の法的義務の発生根拠について、各公務員ごとに、関係法令のどの条文をどのように解釈した場合に義務が導き出されるのかについて具体的に主張していない。

第6 「児童生徒に年20mS^vまでの被ばくを強要した違法について（訴状請求原因の第3の3）」について

1 原告らの主張

原告らは、憲法26条、教育基本法、学校教育法及び学校保健安全法等の趣旨を根拠として、文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、科学技術・学術政策局長及びスポーツ・青少年局長には、心身ともに健康な国民の育成に資するために教育行政上の必要な措置を執る職務上の義務があるにもかかわらず、同義務に違反し、福島県の小・中学生及び特別支援学校生に年20mS^vまでの被ばくを強要する結果となる4月19日通知を発し、子ども原告らをはじめとする福島県内の小・中学生及び特別支援学校生に対し、無用な被ばくをさせたと主張する(原告ら準備書面(5)第3の8・30, 31ページ)。

2 原告らの主張がいまだ不明確であること

しかしながら、原告らの上記主張は、以下に述べる点でいまだ不明確といわざるを得ない。

- (1) 原告らは、4月19日通知の発出が、「心身ともに健康な国民の育成に資するために教育行政上の必要な措置」を執る職務上の法的義務に違背する旨主張するものと思われるが、上記義務の内容自体が不明確である。
- (2) 原告らは、上記措置を執る義務が「憲法26条、教育基本法、学校教育法、学校保健安全法等の趣旨」から発生する旨主張するが、関係法令のどの条文

をどのように解釈した場合に上記義務が導き出されるのかについて具体的に主張していない。

第7 「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法について（訴状請求原因の第3の4）」について

1 原告らの主張

原告らは、防災指針及び防災基本計画は、大人の基準をそのまま子どもに押し付けており、原子力災害によって子どもが受ける健康上のリスクを避けることについて何ら顧慮しておらず、原子力安全委員会及び中央防災会議によるこれらの策定行為は、その権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質に照らし、著しく合理性を欠くと認められ、国賠法1条の適用上違法である旨主張する（原告ら準備書面(5)第4の2・3 2ページ）。

2 原告らの主張がいまだ不明確であること

しかしながら、原告らの上記主張は、以下に述べる点でいまだ不明確といわざるをえない。

- (1) 原告らの主張する違法が、原子力安全委員会及び中央防災会議の作為による義務違反（不備のある防災指針や防災基本計画を策定したこと）であるのか、不作為による義務違反（不備のある防災指針や防災基本計画を改正しなかったこと）であるのか判然としないし、いつの時点における作為又は不作為を問題としているのかも明らかにしていない。
- (2) 本件における個別の原告のいかなる権利ないし利益が侵害されたのか明らかにしていない。
- (3) 原告らの主張が作為による義務違反であるにせよ、不作為による義務違反であるにせよ、原告らは、「子どもの放射線に対する感受性が大人よりもはるかに高いこと」を「顧慮」すべき旨主張するのみであり、原子力安全委員会及び中央防災会議が、いかなる根拠法令及びその解釈に基づいて、いかな

る内容の職務上の法的義務を負っていたのかについて明らかにしていない。

第8 求釈明

上記第4から第7までにおいて具体的に述べたとおり、原告らの主張はなお不明確であり、現状においては被告国が適切な反論を行うことが困難である。

そこで、上記の指摘を踏まえ、原告らにおいては、改めて、被告国のいかなる公務員について、いかなる法令に基づき、いつの時点で、いかなる職務上の法的義務が生じ、いかなる作為又は不作為をもって職務上の法的義務違反があったと主張するのか明確にされたい。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
原災法	原子力災害対策特別措置法	答弁書	2	
福島第一発電所	福島第一原子力発電所	答弁書	3	
福島第一発電所事故	福島第一原子力発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	3	
東電	東京電力株式会社	答弁書	3	
本件地震	東北地方太平洋沖地震	答弁書	3	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	答弁書	4	
地震本部	地震調査研究推進本部	答弁書	5	
長期評価	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	5	
J N E S	独立行政法人原子力安全基盤機構	答弁書	5	
保安院	原子力安全・保安院	答弁書	5	
防災指針	原子力施設等の防災対策について	答弁書	12	
学校その他の教育機関	教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関	答弁書	19	
I C R P	国際放射線防護委員会	答弁書	20	
国賠法	国家賠償法	答弁書	22	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成27年9月7日付け準備書面(5)	第1準備書面	1	
災対法	災害対策基本法	第1準備書面	3	
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	第1準備書面	7	